



2024年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社スペースシャワーネットワーク
代表者名 代表取締役社長 林 吉人
(東証スタンダード・コード4838)
問合せ先 取締役 案納 俊昭
電 話 03-3585-3242

基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日（2024年3月31日）後に、当社を株式交換完全親会社、株式会社SK I Y A K I（以下「SK I Y A K I」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により当社の普通株式を取得する者に対して、下記のとおり、本定時株主総会における議決権を付与することを決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、議決権付与は本株式交換の効力が生ずることを条件といたします。

記

1. 議決権を付与する株式

本株式交換により交付する当社の普通株式

(参考) 本株式交換により交付する当社の普通株式の数 8,217,851株 (予定)

(注) 上記の本株式交換により交付する当社の普通株式の数は、2024年3月28日現在のSK I Y A K Iの普通株式の発行済株式総数(10,848,500株)及び本株式交換の効力発生前に消却が予定されているSK I Y A K Iが保有する自己株式数(2024年3月28日現在:35,538株)を基準に算出したものであり、変動することがあります。

2. 議決権を付与する理由

2023年11月10日付の「株式会社スペースシャワーネットワークと株式会社SK I Y A K Iとの経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに株式会社スペースシャワーネットワークの吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、2024年4月1日を効力発生日として、本株式交換を行う予定です。

当社は、本定時株主総会において、本株式交換により当社の普通株式を取得するSK I Y A K Iの株主に対しても議決権を付与することが、本株式交換の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（2024年3月31日）後に本株式交換により当社の普通株式を取得する株主に対しても議決権を付与することといたしました。

以 上